

令和3年度 大仙市住宅リフォーム支援事業

子育て世帯が行う工事

種別

子育て世帯改修工事

補助金額

対象工事費（税抜き）の

20%

補助上限額

30万円

※補助金の額が30万円に満たない場合、1円未満切捨

対象世帯は、次のどちらかに該当すること。

- ・多子世帯（18歳以下（※）2子以上と同居）
- ・三世帯同居世帯（18歳以下（※）1人以上の子と親と祖父母等が同居）

対象工事

対象工事費（税抜き）が5万円以上の工事

対象となる工事は、部分増改築（別棟は不可）を含む住宅の居住部分の改修工事であれば全て対象。ただし、住宅に併設または内部にある車庫等の改修は居住部分でないため、対象になりません。

工事の例としては、下水道接続工事、屋根葺替工事、外壁塗装工事、間仕切設置工事、トイレ増設工事、壁紙等の張替、三世帯同居のためのミニキッチン等の設置工事など居住部分の改修であればすべて対象

（※）18歳以下とは、平成15年4月2日以降に生まれた子をいいます。

子育て世帯以外の一般世帯が行う工事

種別

住環境改善工事

補助金額

全体工事費（税抜き）の

10%

補助上限額

15万円

※補助金の額が15万円に満たない場合、1円未満切捨

対象工事

1. 全体の工事費（税抜き）が20万円以上
2. 次に掲げる工事費が全体工事費の半分以上の工事

- ①「衛生設備工事」・公共下水道、合併処理浄化槽に接続する工事及び接続に伴うトイレ、風呂場、流し等の改修工事
- ②「省エネルギー化工事」・床、壁、窓、屋根等を断熱又は遮熱化する工事。太陽光発電設備、省エネ型給湯器の設置など。
- ③「バリアフリー化工事」・居室、廊下、トイレ、浴室等の段差解消工事及び便器の洋式化、手すり設置工事など。

※①～③のいずれかの工事と同時に住宅火災用警報器設置は補助対象

種別

克雪対策工事

補助金額

対象工事費の（税抜き）

15%

補助上限額

30万円

※補助金の額が30万円に満たない場合、1円未満切捨

対象工事

次に掲げる対象工事費（税抜き）が5万円以上の工事

屋根の落雪防止器具、屋根の形状変更、屋根等への融雪装置設置のほか、住宅敷地内の消雪敷設工事、防雪柵の設置、風除室の設置など、雪害を予防し雪に強い住宅を促進するための工事

種別

耐震化工事

補助金額

対象工事費の（税抜き）

15%

補助上限額

30万円

※補助金の額が30万円に満たない場合、1円未満切捨

対象工事

次に掲げる対象工事費（税抜き）が5万円以上の工事

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅を改修する工事（部分改修、耐震シェルターの導入を含む。）

※工事に伴う、耐震診断、実施設計、設計監理、工事監理は全て対象

申込み要件

1. 大仙市の住民基本台帳に登録されている方で市内に住んでいる方、または移住を予定している方
2. 大仙市内で申込み者が現在住んでいる、又は入居予定の既存する住宅。賃貸借住宅の場合は申込み者が住んでいる専有部分
3. 店舗、事務所等が住宅と一緒にいる併用住宅の場合は住居部分が対象。物置、農作業小屋、車庫等の非住宅は対象外
4. 申込み者及び申込み者と同居する家族が市税を滞納していないこと。
5. 大仙市内に事業所を置く法人、又は市内に住んでいる個人が請負う工事
6. 申込み時に工事に着手していないこと。申込みの前に工事に着手している又は工事が完了している場合は対象外

※過去にこの補助金を受けている方でも各工事種別の補助上限額までは申込みができます。住環境改善工事と克雪対策工事等の補助金を併用して申込みもできますが、合計した補助上限額は30万円までとなります。なお、同一種別の同年度内の申込みは1回限りです。

注意事項

- ・市、又は市が加入する団体から補助金の交付を受ける場合、その補助金を受ける工事部分は本事業の対象外となります。（ただし、大仙市木造住宅耐震改修補助金、下水道接続促進事業補助金については、併用して補助を受けることが可能です。）
- ・工事内容、施工箇所によっては対象外となる工事がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先

大仙市建設部建築住宅課

大仙市役所大曲南庁舎2階

大仙市大曲日の出町2丁目8-4

TEL: 0187-66-4909

補助金申請

<必要書類>

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・大仙市住宅リフォーム支援事業工事費内訳書（様式第2号）
- ・施工業者の作成した工事見積書（省エネ機器等は品番等を記載すること）
- ・大幅な内部改修又は増改築（別棟除く）の場合は、図面。建築基準法の規定による確認が必要な場合は建築確認済証の写しを添付
- ・住宅の位置図（住宅の所在地がわかるもの）
- ・工事施工箇所の写真（住宅がわかる全体写真及び施工前の写真）
- ・完納証明書（全員分）
- ・住民票謄本（世帯全員の続柄及び前住所が記載されたもの）
- ・カタログの写し（屋根葺材、外壁材、省エネ機器、遮熱塗料、耐震金具など）

着工

大仙市住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）が届いてから着工してください。

施工中、隠ぺい部（工事完成後見えなくなる部分）の写真を撮ってください。

変更申請

<必要書類>

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）
- ・大仙市住宅リフォーム支援事業工事費変更内訳書（様式第6号）
- ・施工業者の作成した見積書（変更部分がわかるもの）
- ・大幅な内部改修又は増改築（別棟除く）の場合は、図面。建築基準法の規定による確認が必要な場合は建築確認済証の写しを添付
- ・工事施工箇所の写真（変更する部分の施工前の写真）

実績報告

<必要書類>

- ・大仙市住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ・工事実績内訳書（様式任意、工事内容に変更がない場合は様式第2号で可）
- ・施工箇所の写真（施工後及び施工中。特に隠ぺい部の施工中は必須）
- ・工事代金の領収書及び当該領収書の写し
- ・建築基準法の規定による確認済証を受けたときは、同法の規定に基づき交付された検査済証の写し

検査

必要に応じて、市職員が施工箇所の確認に伺います。（平日9:00~17:00）
検査日程は電話連絡します。

補助金請求

大仙市住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）を郵送します。請求書に、住所、氏名、振込先をご記入の上、建築住宅課又は各支所農林建設課までご提出ください。

※請求書を受理してから1ヶ月程度で入金されます。

入金が確認できない場合は建築住宅課までお問い合わせください。

※各書類の提出は大曲地域：建築住宅課、大曲以外の地域：各地域の支所農林建設課までお願いします。

申請書類の様式について

各種様式は建築住宅課及び各支所農林建設課で配布しています。

また、大仙市ホームページからダウンロードすることも可能です。

- ・大仙市ホームページ（URL <http://www.city.daisen.lg.jp>）

大仙市>暮らし・市政>組織から探す>建築住宅課>住宅リフォーム支援事業について